第５期第１回北区男女共同参画審議会　会議録

日　　時：平成２６年１０月２８日（水）午後６時３０分～午後８時２２分
場　　所：北とぴあ　男女共同参画センター多目的室ＡＢ

１　開　　会
　（１）委嘱状交付
　（２）正副会長の選任
　（３）自己紹介
　（４）条例・審議会及び第５次アゼリアプラン策定作業の経緯について

２　議　　題
　（１）北区男女共同参画行動計画「第５次アゼリアプラン」中間のまとめ（案）について
　（２）その他

３　閉　　会

出　席　者　　白井会長　　宮城副会長　　奥津委員　　岡野委員
　　齋藤（邦）委員　　斎藤（幸）委員　　神津委員　　道本委員
　　我妻委員　　関　委員　　小澤委員　　加藤委員
　　村上委員　　小島委員　　栗原委員
　　雲出男女共同参画推進課長
欠　席　者　　山田委員　　椿　委員　　大島委員　　清正委員　　田草川委員

審 議

○白井会長

それでは、第５期初回の審議会ですので、１人につき２、３分、各自の自己紹介をお願いしたいと思います。

私は北区の住民でございまして、北区には何かとお世話になっているので、少しでも区のために、区民のために役立てばと思って、この男女共同参画審議会に参加させていただきました。北区がいい区でありますように、住みよい区でありますように、より徹底していきたいと思っております。弁護士の白井と申します。よろしくお願いいたします。

○宮城副会長

私も北区の大分長い区民になりました。大学では人間福祉学科という学科におりまして、社会福祉士と介護福祉士の養成に携わっております。

それから、私自身が男女平等にかかわって、自分のライフワークとしているのは、農村の女性の起業活動ということで、女性たちが自分たちの力でビジネス起こしをしているのですが、単純なビジネスではなくて、今でいうコミュニティビジネス、ＮＰＯを目指している女性たちがとても多いので、そういうことをずっと勉強させていただいております。

○奥津委員

奥津でございます。

もともと雇用、職業問題についての研究を長く政府機関でやっておりました。現在は、国連アジア女子大学の奨学金の協力や、アジアの各地域の、本来なら優秀な女性たちで大学に行けない方をいろんな角度から支援してアジア女子大学に送って、その方々を何人か選んで、日本で「こういうふうに女性は活躍するんですよ」というようなことを手当てしている団体に呼ばれ、監事をしております。

そのほかに、幾つかの大学の講師、職業心理学の関係のことで学生さんたちにお教えしたり、家庭裁判所の家事問題にかかわりを持たせていただいているということで、私はこの職業全体をやってきたというつもりですが、皆様から女性問題についての取組をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○岡野委員

岡野幸恵と申します。

民生・児童委員協議会からご指名がありまして参加させていただいているのですが、子育ても終わり、介護も終わり、時間がある程度ありますが、この場でいろいろ勉強させていただければと思っております。

簡単で申しわけありません、以上でございます。

○齋藤（邦）委員

改めまして、皆さんこんばんは。私は北区町会自治会連合会から代表として当委員

会に参加させていただきました、よろしくお願いいたします。
私の七、八代前から北区の住民でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○斎藤（幸）委員
斎藤幸子と申します。王子法人会女性部会の会長をしております。
今回この会議に初めて参加させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○神津委員
北区の区立幼稚園のＰＴＡ連合会を代表しまして来ました神津真理子と申します。
１年半前に越してきたので、北区自体もまだビギナーではあるのですが、住むほどに、「あっ、ここに越してきてよかったな」ということを実感しております。
現在は、８歳と６歳の２人の子育てと、幼稚園の役員での生活を送っております。今回いただいた機会を存分に生かして、たくさん勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○道本委員
道本周作と申します。
私は、北区の人権擁護委員を３年ほど前からしておりまして、そこで、特に小学生の人権メッセージとか人権作文とか、それから、啓発資料の配布ですとか、人権相談ということをやってきたところで、こちらの男女共同参画審議会に推薦をいただいて参加させていただくことになりました。
私は、先ほどの白井先生と同じで、職業は弁護士をしておりまして、女性の権利ですとか、社会的な地位ということを擁護していくのが難しいなと思うことも今までありましたので、少しでも貢献できるように頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○我妻委員
北区男女共同参画推進ネットワーク代表の我妻と申します。
ここスペースゆうを拠点にして、北区内で男女共同参画を推進していこうと活動している団体、ことしで設立２０周ととなります。
会員は、団体が４０、個人７０人ほどで、北区に住んでいるとか、北区で活動している方々の、緩やかにネットワークしながら、区と協働したり、私ども独自の事業をしたり、あるいは、男女共同参画推進課以外のところと参画したり、いろんな手段を使って男女共同参画についての一般の方の意識を高めるということと、あるいは、会員の皆さんの声を吸い上げて、希望を行政に伝えていくとか、みんなで懇親を深めながら大きな目的に向かって進んでいくというような活動をしております。
主なものは、４月に行っているねっとわーく祭りという、ここのスペースゆう全館を使っての講演会や映画会、懇親会など、そういった活動をしております。よろしくお願いいたします。

○関委員

関と申します。よろしくお願いします。

私は新生活運動推進協議会というところから参っております。

私はこの新生活運動推進協議会では、影絵生活学校ということで、区内のいろいろな施設で影絵の上映をしたりしております。それから、北区の観光ボランティアとしてお客様を案内して北区の中を回ったりしていますので、多少北区の歴史については勉強させていただいたかなと思っております。

それで先日、送っていただいた資料に目を通してみたのですが、他県におります娘が第２子を妊娠ということで、働きながら妊娠、出産、子育てというのはなかなか大変だなというふうに親の目から見て思っておりますので、特にその部分については関心を持って読ませていただきました。よろしくお願いいたします。

○小澤委員

公募委員の小澤浩子といいます。

北区では、私も子育て、介護を体験しまして、今はいくばあとして孫育てにもかかわっているところです。

この北とぴあに北区の男女共同参画センターが移転しまして、ちょうど１０年たったところですが、スペースゆうの活用方法等が来年から変わるということで、こういうときだからこそ、多くの区民の皆さんに北区のアゼリアプランの理念、また、区の具体的な施策などを知っていただけたらなと思っております。

また、来年の２月には、スペースゆうとのパートナーシップ事業で、所属しております会の演劇サークルでＤＶをテーマにした寸劇も上演する予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員

よろしくお願いします。加藤博己と申します。

職場が北区ということで、今回、公募させていただきました。

ふだんは区内の病院でリハビリテーションの仕事に従事しておりまして、一般に高齢者の方を対象に今かかわっているわけですが、北区は２３区の中で高齢化率が高いというところで、在宅にどのようにつないでいったらいいのかというところが非常に課題になっております。

そういった中での支え手としてクローズアップされてしまうのが、どうしても女性というところで、男性も女性もともに在宅生活を支えるという部分があっていいのかなというふうに考えておりまして、こういったところで今までの経験というか、学びを皆さんと共有できて、よりよいまちづくりができたらいいかなと考えております。皆さんどうぞ今後ともよろしくお願いします。

○村上委員

村上涼と申します。

私は発達心理学を専門としておりまして、ずっと大学を拠点として、子育て支援と発達相談、それから、母親の心理相談を担当してきました。地方の大学に勤めておりましたが、親の介護が降りかかってきまして、キャリアを捨てて東京に戻ってまいりました。

東京でも発達心理学を専門として教えているのですが、北区にかかわりたいと思っておりました。頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島委員

東京都労働相談情報センターの小島と申します。池袋事務所長をやっております。

私どもは、労使関係の中で、快適な労働環境の整備ということを目指して、労使双方からの相談を受けたり、セミナーをしたり、あとは、労働環境向上のための助成金の用意をしておりますので、助成事業をしたりということをやっております。

労働相談につきましては、年間で約５，０００件弱の労働相談を受けております。その中で多いのが、退職と解雇、それから、職場のいじめというのが今の労働相談の中で非常に多い状況になってございます。

その中には、女性に対する退職強要というものもたくさんございます。そういうような事例の中で、私どもは相談をして、職場環境の向上に努めているという仕事をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原委員

子ども家庭部長をしております栗原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も北区在住ですが、ことしやっと下の娘が１９歳になりましたので、いわゆる児童福祉法上でいう子ども、子育てが終わったということでございますが、仕事ということで昨年度は子育て支援課長をしておりまして、その後、子ども家庭部長ということで、子育て支援、昨年度から従事しております。

その中で感じましたのは、やはり女性が輝く日本ということで、国ではいろんな形で強力に施策をいただいておりますが、やはりまだまだ女性の活躍を妨げる意識ですとか、いろんなことが多いなと実感しております。ぜひこれから皆様と一緒に男女共同参画の推進に努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○白井会長

ありがとうございました。

ここで、委員の皆様がどのようなプロフィールをお持ちかということがよくおわかりになったかと思います。私も聞いていまして心強く思っておりますので、皆様方のそれぞれの専門家としての見識をこの審議会で話し合いに生かしていただいて、建設的な意見等ができればいいかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めての委員の方もおられますので、改めて事務局より、北区の男女共同参画条例や審議会、それから、今回の「第５次アゼリアプラン」の策定作業の経緯

についてご説明をお願いいたします。

○雲出課長
「第５次アゼリアプラン」策定作業経緯について説明。

○白井会長
ありがとうございました。
今のご説明については、何かご質問等ありますでしょうか。
それでは、議題の（１）北区男女共同参画行動計画「第５次アゼリアプラン」中間のまとめ（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○雲出課長
「第５次アゼリアプラン」中間のまとめ（案）について説明。

○白井会長
ありがとうございます。

意見交換をしたいと思いますので、中間のまとめの案について何か思い当たること、あるいは、この辺はどうでしょうかということについてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○道本委員
１５ページで、目標２番の目標値の設定、一番上に「仕事と家庭生活の両立」とあって、現状値が１２社、括弧表記は８０社。この８０社というのは、第４次プランの目標値。その右に平成３１年度で４０社。これは目標を変える、半分にするということでしょうか。

○白井会長
今、１５ページのところの「仕事と家庭生活の両立」のところで、現状値が１２社、目標値が４０社になっていますが、この理由についてのご質問でございます。
事務局、よろしくお願いします。

○雲出課長
とうきょう次世代育成サポート企業に登録している数の１２社は、２６年度ですが、その前は２７社ぐらいあったのですが、結局、登録している北区の事業所の数が減ってございまして、どう見ても８０社という数にはならないだろうということで、その半分の４０社ということで掲げさせていただきました。

○白井会長

そうしますと、現在値というのは、（８０社）というのは一応目標だったのですが、実際のところは１２社しかなかったということですね。それで、目標値としては８０社の半分、４０社にしましたということでしょうか。８０社というのは、数値を考えた人も、実現の可能性が少ないので、４０社というのを目標数に掲げたということですね。

○雲出課長

そうでございます。

○白井会長

よろしいでしょうか。

○道本委員

はい。

○白井会長

８０社というのは、根拠があったのですか。それはなかったのですか。

これは、企業として、登録する条件が厳しいとか、あるいは、８０社掲げたけれども、実際に登録が１２社というのは、北区の中で該当する企業がもともと少ないのか、いろいろなことがあると思いますが、少ない原因は何でしょうか。

○事務局

事務局から説明させていただきます。

とうきょう次世代育成サポート企業については、一般事業主行動計画を策定・届出をした企業がエントリー登録することができるシステムでございます。　なぜ北区の中で少ないのかというのは、そこまで分析はできていないのが現状です。ただ、毎年、若干数字に変更があるというのは、一つ類推できるのは、登録して、翌々年度に手続しないと更新ができないということも影響しているのかと思われます。

○白井会長

１年ごとの更新なんですね。

○事務局

申請をした年度の翌々年度に更新をする手続が必要になってまいりますので、そこら辺で若干、影響しているという気がいたします。引き続き、ワークライフバランス認定制度等を推進してまいりますが、今回の計画の中で数値目標を変えさせていただいております。

○白井会長

４０社という今度目標を掲げていらっしゃるので、その原因とか、そういうものをしっかり把握していかないと、数値目標に達する可能性は少ないと思いますので、なぜ少ないのか、原因等、北区の実情を調査していただいて、より目標に近づけられたらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○道本委員

はい。

○白井会長

ほかに何か質問ありますでしょうか。

はい、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

加藤です。

今の目標値のところとも関係するのですが、全ての目標の課題が掲げられていて、目標値というものが置かれているのですが、目標値が全て置かれた根拠というのを区民の人というのは何かで知ることができるのか確認したいなと思います。

○事務局

基本的に、目標値の設定については、実現可能な数値を予測して設定いたしますが、この中にある幾つかについては、目標値の設定については非常に予測が難しい要素がある部分もございます。ただ、現状の数値より、やはり目標値でございますので、設定する際には、５％でも１０％でも上げていかなければいけない、そういう思いで設定させてございます。

また１５ページの真ん中の段の、子育てや介護を安心して行うための環境整備とございます。そこの部分の保育サービスですが、これは保育所ですとか認証保育所、保育室、家庭福祉員、この部分のサービスの定員数ということで、括弧の中に（北区子ども・子育て支援計画２０１５）とございます。

これは、国にもございますが、その北区版の子ども・子育て会議をやっておりまして、その中で、各実施主体が区市町村ですから、自治体のほうで、それぞれのサービス、これのいわゆる定員必要量、これを見込みましょうということであります。

それで、見込むために何をするかというと、ニーズ調査というのをやりまして、昨年、例えば、保護者の方などを調査いたしました。

それから、子どもたちの人口の推計というのがありますが、例えば、５歳以下の人口がどのぐらいになるだろうかという推計します。それと入所者を合わせながら、このぐらいの数字が必要だろうというのを見込んだというのが、この北区子ども・子育て支援計画で、これはまだ確定値ではないですが、このような数値で出してきたというものでございます。

○白井会長

ありがとうございます。

例えば、目標値等について、前年度はこういうのを設けてやったんですよ、こういうニーズに動きがあったとか、そういう何か資料的なものはあるんでしょうか。

○事務局

今までのものは、毎年度評価をしてございますので、記録して残ってありますので、そういうものを参考にできるのかなというのと、これから先の目標数値の設定については、現状値を勘案しながらも、目標として５年間耐えうるべきものにすべきかと思いますが。

○白井会長

評価をするにしても、皆さん方がいろいろなものを踏まえた上で評価できるか、皆さんが評価されたのをいいかどうか、さらに再評価する場合には、何か資料があるといいのですが、その辺はどうでしょうか。

○雲出課長

すみません、もう一度私どものほうでもいろいろ調べて、私どもだけでやった調査ではなくて、ほかの調査でも似たようなものがあれば、そういったものも参考に。

○白井会長

そうですね。％にしろ、何件にしろ、人にしろ、どういう根拠に基づいて出されたかというのを確認したいと思うのですよね。

○加藤委員

そうですね、はい。

○白井会長

それがわかれば、実際に区がどのように努力して目標に達していったのかとか、どうして達せなかったのかということもわかるのではないかということだと思うんでね。ですから、すぐというわけではありませんが、お願いできればと思います。

○雲出課長

基本的に意識・意向調査をもとにした数値目標というのが約半数以上でございます。そのほかに、私どものほうで、関係課で取っている資料等もお探しをして、参考のものがあれば提示させていただきたいと思います。

○白井会長

さっきの児童数についても、地域でマンションが建てば子どもがふえるとか、いろいろ地域の動きによっても数字が動くようですので、北区の全体の動きを見ないとわ

からない部分もあるかと思います。

皆さん方も、自分の興味のあるところ、ここはぜひ知りたいと思うようなところはご質問されることも必要かと思いますし、事務局に聞かれるのもまた、資料を提供していただくのも可能だと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

ほかに何かありますでしょうか。

○宮城副会長

今のお話を伺っていて、目標値を決める、数字を決めるというデータも大事ですが、実は、指標をこれにしたということも結構大事なのではないかと思います。

たしか第４次プランを決めるときときに、数値目標を決められるような指標って実は非常に少なくて、結構苦労されたという覚えが私にもあるんですね。

例えば、今ここで見ると、ちょうど話題になった目標２のところが、仕事と家庭生活の両立、あるいは、働く場における男女共同参画と言いながら、指標はほとんど子どもの問題になっているんですね。次世代サポートであり、保育サービスであり、子育て支援サービスがある。

だけど、新しい指標では、介護の問題が出てきたり、いろいろ出てきてはいるのですが、これは第４次プランをつくったときの指標ですよね。変化を追跡するために、あえて変えていないのだと思いますが、違いますか。そうですよね。

○雲出課長

そうです。

○宮城副会長

ですから、もしよろしければ、第４次の指標をつくったときの経緯がわかる資料がおありのはずだと思うので、今度、特に新しい委員さんにもご開示いただければいいのではないかという気がいたします。ぜひよろしくお願いします。

○雲出課長

取り寄せてみます。

○白井会長

数字とか表というのは、具体的になってくると、そこはどこから出たんだろうという疑問が出やすいところですので、よろしくお願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。

○我妻委員

私、３期目になるのですが、何となくこんな感じかなと今まで来てみたところ、今日、新しく委員になられた方もたくさんいて。

例えば、私がこれを仲間や友達に聞かれたときに説明すると考えてみると、６２ページの下の段、そこに取り組みの内容とか書いてあるのですが、例えば、取り組みの

一つ目、「区民等との協働事業の推進」というところで、取り組みの内容の中に「区民による地域スタッフ」と書いてありますが、

「地域スタッフって何？」と聞かれたら、私地域スタッフやったことがないので、説明にちょっと困るかなとか。「あの人は地域スタッフしている」というのはわかるのですが。

あと、「関係機関」とか「地域団体」というのが何度か出てくるのですが、「この関係機関って例えばどんなの？」とか、「地域団体ってどういうことをイメージして言ってるの？」って聞かれたら、私多分言葉に詰まるなと思って。

まだ余白もあるし、具体的に全て書いてほしいと言っているわけではないですが、これってちょっとイメージしにくいのではないかと、もう少し何か説明とかできないものでしょうか。

○白井会長

その点についていかがでしょうか。

○雲出課長

例えば、地域団体で、自治会長会などの地域団体とか、例示としてそういう表現をさせていただけるように努めたいと思います。

○白井会長

そうですね、読むたびに、これは何だろうということで、全体が見えなくなってくるということもありますので、場合によったら、言葉の説明を、簡単でいいので、お願いしたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○小島委員

私のところも所管をしている女性が働きやすい職場というような中身がございまして、ちょうど４９ページのところで、セクシャルハラスメントやパワハラに関することですね、そういうもののない職場づくりというようなお話をいただいているところですが、文章の中に、セクハラ、パワハラに加えて、ちょっと今話題になっておりますので、ちょうどこの間最高裁で逆転の判決が出ましたマタハラの問題が出てきております。

マタハラは大分一般的な用語としても定着をしてきつつありますので、せっかく最高裁の判断も出ておりますし、文書の記載において、１３ページに戻っていただきますと、そこで大きな目標の２の、仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会というところの３、働く場における男女共同参画の推進の施策の方向のところが「セクハラ・パワハラの防止」ということで、記載があるマタニティーハラスメントが入ってございませんので、

そこは「セクハラ・パワハラ等」とするか、または、ここで「マタニティーハラスメント」というふうに、「マタハラ」というふうに書いてしまうか、そこはお任せしますが、せっかくいい機会でございますし、ちょうどタイムリーな話でございますから、入れたらいかがかなというふうに思っている次第でございます。

○白井会長
その辺、マタハラについてはどうでしょうか。

○雲出課長
こちらのほうの４５ページにも、一番下の説明でマタハラというような括弧書きがございます。そういう記載もございますので、できましたら「セクハラ・パワハラ等」という部分でまとめさせていただければと思います。

○白井会長
今、１３ページのところの施策の方向としてのところで、「セクハラ・パワハラ等」が入るということですね。
ほかにはいかがでしょうか。

○奥津委員
質問ではございません。先ほどのご説明で、ちょうど来年になると条例１０周年ということですよね。そこで今度、このプランの５期がスタートするわけですよね。全部じゃなくてよろしいですが、１０年前と今と比べて、これだけ条例の成果がありましたというのをどこかに折り込んで、そこを理解してもらう、やはり大事なんですよということを理解してもらえる構造に、ぜひ完成時にはしたいなと思います。いかがでしょうか。
全部について１０年比較するのではなくて、何かこれといったものを出せるといいなと思っております。

○白井会長
ほかにこの件に関して何かありますでしょうか。このアゼリアプランにつながって、区のほうは実行していくことになります。

○村上委員
質問ですが、中学生に意識調査をされているのですが、中学生をサンプルとして選んだ理由というのはどういうことでしょうか。

○白井会長
ご説明をお願いします。

○雲出課長

今回に限らず、前回も中学２年生を対象に入れてございまして、その経年変化を取るという意味も含めて、２年生を対象にしました。

３年生になると受験とかそういうこともございますので、２年生あたりが適当かなということで、２年生に設定させていただいております。

○村上委員

では、継続的に中学生にアンケートしているということでよろしいですね。

もう１点、疑問に感じた点、よろしいでしょうか。

○白井会長

はい、どうぞ。

○村上委員

こちらの意識調査、２５年１０月の意識調査をこちらはもとにされているのだと思いますが、意識調査の６ページのところに、私が答えるとしたらすごく困るなと思った点がありまして、６ページの（４）の職業、職場について、望ましい女性の働き方の「子育ての時期だけ一時やめて、その後また仕事をする」という質問ですが、

これは内閣府の調査のほうで出てしまっている質問項目で、変えられなかったと思いますが、休職ではなくて一時やめるということは、辞職ということの意味合いなんでしょうか。それとも、一時的に休職をして、また同じ職場で仕事をするということなのでしょうか。というので、答えるときにすごく困るなと思ったのですが、これはどうなんでしょうか。

○奥津委員

内閣府の調査は、まさに仕事、退職して、それでもう一回戻るという形で質問、これもずっとやっていまして、当初からそういう形でつくっています。ですから、恐らく、区のほうは、当然それを写した形で、退職という前提と思います。

労働統計は基本的には、育児休業も、全部やめたという形にしていませんので、労働力を調べるときも、一時やめるというときには退職というのが基本になっております。そうでないときには注をつけています。

全員かどうかは別ですが、そういう前提のトーンになっていますので、あまり間違いはないと思います。

○白井会長

ほかにありますでしょうか。

でも、これからは休職ということもあるかもしれないですね。女性の働く力を引き出そうという政府の方針もある。要するに、若い方たちが少なくなっているので、女性の力、あるいは、高齢者のある程度の働く人たちの力を借りないとやっていけないというのがだんだん目に見えて必要だと思いますのでね。

○奥津委員

それともう一つ、再雇用制度の中のやめる、もう一度というのも紛れ込んでると思います、この中に。少ないですが。

○白井会長

ほかにはどうでしょうか。

○我妻委員

すみません、計画を推進するための仕組みの中の１番、区の推進体制の充実というところで。

○白井会長

一覧表のほうですね。

○我妻委員

そうです。ここにももちろん書いてあるのですが、最後の、計画を推進するための仕組みの１、区の推進体制の充実の中で、職員の意識啓発、取り組みとしては、意識調査というのを実施されていて、昨年ですか、それを私も読んで大変興味深かったのですが、これって毎年するわけじゃないですよね。例えば、定期的な区民意識調査と同じように、５年に１回とか、何年かに１回とかというふうになっているのでしょうか。

○白井会長

これについていかがでしょうか。事務局の説明をお願いいたします。

○雲出課長

おととしに調査をしたのがこれに反映させていただいてございますが、調査自体は２年前にしたものでございます。次期改定の前にやるという形ですので、５年に１回。

○我妻委員

そうしますと、６１の定期的な区民意識調査も同じですよね。これも計画の策定に合わせて５年に１回されてますよね。

それで、今思い起こしたのは、昨年、２５年度の事業評価のときに、職員意識調査をしたかしないかで、しないと非常に点数が悪くなりますよね。評価。だから、例えば、６１番と同じように、定期的なというふうにすれば、別に毎年しなくていいわけだから、そんなにやらないとＤになるとかという評価にならないと思うので、毎年するつもりがなく、５年に１回というようなお考えが初めからあるのでしたら、「定期的な」とか、「行動計画策定にあわせて」とか書いておいたほうがわかりやすいかな

と思いますが、いかがでしょう。

○白井会長

これについてはいかがでしょうか。５１と６１の違いですね。

○事務局

事業評価の件だったので、私のほうからお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、評価事業ということであれば、毎年評価の対象となりますので、その評価が総合評価に反映するということになりますが、この意識・意向調査につきましては、時期的には。

○白井会長

職員の意識調査は毎年するのですか。

○事務局

もう一回お話しし直します。すみません。私の認識がちょっと違いました。

ご指摘のとおり、現状は、評価事業ということで、毎年実施するべき事業ということで位置づけております。したがって、やらないと、評価にならないD、未実施という評価になりますので、ご指摘いただいたとおり、５年に１回、すなわち、区民意識・意向調査の前の年に実施するということでございますので、次期プランについての事業の組み込みとしては、検討させていただいて、そのようなことがないように対応していきたいと思っております。

○白井会長

今、我妻委員もおっしゃったように、５８が職員の意識調査ということになっているので、それを６１の定期的なというところへ入れたらいかがですかということだと思うんです。そうすると、５年に１回とか、２年に１回でもいいですが、調査しない年は必ずあるということが前提だとすれば、Ｄということにはならないでしょうということなんですね。

○事務局

事業の取り組みの内容としては、ありがとうございます、ご指摘いただきました形でやらせていただきたいと思います。

○白井会長

ほかに。いいですか、我妻委員。

○我妻委員

はい。

○宮城副会長

きょうの内容に関してではなくて、最後に一言お願いですが、アゼリアプランは５年に１回の改定ですから、新しいプランができるというのは５年に１回しかない。当たり前のことですが。ぜひこのプランを区民に広く知らせるための取り組みを、できれば５年に１回、来年は盛大にやっていただきたいという気がするのです。

といいますのは、プランを日常的に知らせていくってすごく大事なことですが、節目節目に新しくなったときの意味を伝えるというのが、多分区民の皆さんには理解していただくきっかけになると思うんですね。

ですから、きょうこの審議会のときに、内容についての確認を行いましたが、ぜひこれを区民に広く知らせるための、イベントになるのか、何か冊子をつくるのか、どういう形になるかわかりませんが、ぜひ来年度に向けて、それを計画の中にも位置づけていただけるといいなと思います。

○白井会長

これは中間の見直しがあるんですよね。

○雲出課長

行っています。

○白井会長

見直しがあるんですね。案についてもしご意見がないようであれば、時間の制限もありますので、中間のまとめ案の内容に関して、審議会としては、皆さんから出た意見を極力取り入れていただくということで、了承したということでよろしいでしょうか。

今日の審議会の後、中間案、それがどのように区のほうで審議されて、区民に開示されるのか、その流れについて少しご説明いただけますでしょうか。

○雲出課長

それでは、５次アゼリアプラン開示に伴うスケジュールがお手元に配付してございます。それに基づいて説明させていただきます。

プランの策定に向けての今後のスケジュールでございますが、まず、向かって右側の事務局欄というところがございます。

ここの事務局欄で、本日ご審議いただきましたプランを１１月７日の本部会議に諮りまして、決定後、１２月の区議会の健康福祉委員会にかけます。これはパブリックコメントを行うために委員会にかけ、報告いたしまして、１２月から来年の１月１カ月間、パブリックコメントを実施いたします。その後、３月の議会にて議員からのご意見をいただきまして、最終案を本部会にまた諮りまして決定させていただく予定でございます。

今日いただいたご意見も含めまして、中間のまとめの段階で、変更できればいたしますし、本部会に諮った後、また議員の意見等も聞きながら、最終的には変更もあり

得るということで進めさせていただきます。
　その際には、変更かけました中間のまとめにつきましては、また各委員に対してご説明させていただくように考えてございます。
　今のスケジュールの予定は以上でございます。

○白井会長
　そうすると、審議会としては、意見は本日が最終的な意見ということになるんでしょうかね。

○雲出課長
　はい。このスケジュールで行きますと、１０月２８日、本日、中間のまとめ案をご審議いただきまして、あと、区のほうの本部会、区議会等に説明して、変更があった分について、３月の審議会でご報告させていただくことになります。
　途中で変えられる段もありますので、この辺は、会長に情報を提供させていただきまして、判断をお預けしたいなと思ってございますが。

○白井会長
　そうすると、１２月２０日の北区ニュース、これは「パブコメがありますよ」ということの掲載なんですかね。

○雲出課長
　中間のまとめ自体は、分量が多くございますので、北区ニュース等ではこの期間パブリックコメントをしていますよというご案内をさせていただいて、地域振興室や、図書館、北区の公式ホームページにパブリックコメントのまとめたものを全文掲載させていただく予定でございます。そのような案内を北区ニュース等、ホームページでもさせていただく予定でございます。

○白井会長
　そうすると、今日の結果については、最終的に委員が見られるのはいつごろになりますでしょうか。

○我妻委員
　区議会の委員会の資料として何日か前に公表されるのではないですか。

○雲出課長
　パブリックコメントにかける成果品といいますか、それが１２月２０日の１週間ぐらい前にでき上がりますので、その時点ではお見せすることができるかと思います。

○白井会長
　１２月１４日ごろですかね。

○我妻委員

であれば、もし閲覧したいと言えば、閲覧できるんでしょうか。

○事務局

すみません、今いただいたご意見等々を含めまして、先ほどのように、１１月７日の本部会を通過して、その後、冊子の形になります。冊子をつくって、それを１２月２０日がパブコメでございますので、各施設のほうについては１週間ぐらい前に送付いたします。

ただし、ご案内をいたしますので、２０日からの閲覧ということになってございますので、実際にごらんいただくのは２０日以降ということになります。

○白井会長

そうすると、皆さん方、今のご意見がいろいろ出て、最終的なプランがどのようになっているかということについては、１２月の２０日以降ごらんになれるということですので、そのときに、皆さん方の意見がどのように反映しているかということもわかるのではないかと思います。

○事務局

よろしいでしょうか。今後の流れの中で、１２月１日に健康福祉委員会がありますが、ここのところでパブリックコメントをやるということと、中間のまとめ案の説明をします。ただ、パブリックコメント自体は、１２月２０日号の北区ニュースで周知していくということで、ホームページに全文を載せて見せるのは１２月２０日以降という扱いにさせていただきます。ですから、見たいという方がいらっしゃった場合には、所管課においでいただいて、その辺のところを見せるような扱いに多分なります。

○白井会長

それはいつごろでしょうか。

○事務局

健康福祉委員会以降ですね。１２月１日以降。限定的な公開になりますが。ホームページ等での全文掲載は１２月２０日以降というような流れになるかと思っております。

○白井会長

１２月に議会でやって、それで、公開なものですから、そのときに第５次アゼリアプランが出る。それから、もし具体的に見たいということであれば、事務局のほうにお訪ねください。１２月１日以降ということのようですので。

○我妻委員

健康福祉委員会の資料って、少し前にネットで出されますよね。公開されますよね、委員会の資料。それってこれは出ないんですか。結構すごい冊数で出てますよね、データ検索すると。

○事務局

できるんですね。

○事務局

内部のものですから。

○白井会長

だから、もしどうしてもだったら、１２月１日以降であれば、事務局のほうに問い合わせくださいということですので。

○我妻委員

普通、２日ぐらい前に出てますよね。委員会の開催前に。

○白井会長

いつごろ見られるかということについては、また改めてお聞きできればいいかなと思っております。それでは、よろしいでしょうか。皆さんが議論された今のことについて、いつごろなら見られるかということについてお話ししていただきました。

それでは、事務局にその他について報告をお願いいたします。スケジュールについても説明があったのですが、その他についてお願いいたします。

○雲出課長

スケジュールについては、先ほどご説明したこの表のとおりでございます。

パブリックコメント自体は、図書館、地域振興室等、ホームページに載せさせていただいていくということでございますので。

その閲覧期間というのが、１２月２０日から１カ月ということでございますので、その間は見られるようになってございます。

○白井会長

今の事務局の説明に対して、何か質問がございますか。

もしなければ、これをもちまして本日予定しておりました議題は全て終了いたします。

次回の審議会は、このスケジュール表によりますと、２７年の３月ということになっております。

その点につきまして、事務局から連絡あったと思いますが、皆様、大変お忙しい中を今度また参加していただくことがありますので、お仕事等を調整していただきまし

て、できるだけ多数の方に参加していただいて、活発な意見をいただきたいと思います。

　それでは、これをもちまして、第５期第１回の北区男女共同参画審議会を閉会させていただきます。